

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成22年6月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
上ヶ条地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上ヶ条地区	平成22年2月26日
見目地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	見目地区	平成22年3月26日
横尾地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	横尾地区	平成22年3月27日
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	蛙子池地区	平成22年2月26日
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平水地区	平成22年3月26日
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	松の内地区	平成22年3月26日